

令和 年度 就学援助申請書（新規・更新）（兼 世帯票・委任状・同意書・口座振込依頼書）

◎太枠内のみをボールペンで記入してください。

◎生活保護世帯の方は申請の必要はありません。

学校名 _____ 小 学校
中

（あて先）五島市教育委員会教育長

令和 年 月 日

就学援助を次の理由により受けたいので申請します。
 なお、就学援助費は右の口座に振り込んでください。ただし、就学援助費のうち、修学旅行費及び医療費（通院費）は請求・受領権を校長に委任しますので、校長に支払ってください。
 また、学校給食費と医療費は、学校給食会または医療機関・薬局へ直接支払ってください。

申請者（保護者）

住 所 五島市 町 番地

氏 名 _____ ㊞

電話番号 _____ （自署の場合は押印不要）

※お持ちの方は、できるだけ携帯電話番号も記入してください。

振込先口座情報（申請者名義に限る）

※前年度と変更がない場合および通帳の写し提出の場合は記入不要

銀行・金庫・組合	支店
普通預金 第 _____ 号	
カタカナ 口座名義	

【申請理由】 該当する項目すべてに○をしてください。

- (a) 生活保護が廃止された。
- (b) 児童扶養手当を受けている。
- (c) 市民税が減免された。
- (d) 固定資産税が減免された。
- (e) 国民健康保険税が減免された。
- (f) 市民税が非課税である。または、世帯全員の収入が非常に少ないため、生活が苦しく、学用品等に不自由している。
- (g) 個人事業税が減免された。
- (h) 国民年金の掛金が減免された。
- (i) 職業安定所登録の日雇労働をしている。
- (j) 以上のほか、災害等特別の事情により生活が苦しく学用品等に不自由している。

特別の事情（申請理由（j）に該当する場合などは、具体的な内容と生活状況を記入してください。）

家庭の状況（同一世帯の家族全員を記入する）・同意書

私並びに私と住民基本台帳を同一にする者は、学校教育法第19条および「要保護及び準要保護児童生徒の認定について（昭和38年1月18日付け文初財第57号）」に準ずる準要保護児童生徒認定のために下記事項について、教育長が調査することに同意します。

- ①所得課税状況に関すること…合計所得、扶養人数、各種控除（社会保険料控除・障害者控除・生命保険料控除・地震保険料控除）、市民税課税の有無
- ②住民基本台帳に関すること…氏名、通称名、性別、生年月日、世帯主名、続柄、現住所、異動事由、異動年月日、異動届出日、住民となった年月日・事由、住民でなくなった年月日・事由、世帯番号
- ③児童扶養手当受給状況に関すること

氏 名	㊞	続柄	生年月日	年齢	職業・勤務先または学校名・学年
1			・ ・		
2			・ ・		
3			・ ・		
4			・ ・		
5			・ ・		
6			・ ・		
7			・ ・		
8			・ ・		
9			・ ・		
10			・ ・		

※教育委員会記入欄	認定理由		認定年月	年 月	不認定
-----------	------	--	------	-----	-----

オンライン学習に伴う自宅のインターネット通信環境について・同意書

- 家庭にインターネット通信環境（Wi-Fi、テザリング等）がある。

契約会社名	契約開始日
	<input type="checkbox"/> 令和 6年 4月以前
	<input type="checkbox"/> 令和 6年 5月以降 → ____ 月から

- 家庭にインターネット通信環境がない。

オンライン学習通信費の支給に際し、教育委員会よりインターネット契約書等の提示を求められた場合、情報提供を行うことについて同意します。また、契約状況に疑義が生じた場合、教育委員会が契約会社へ調査を行うことについて同意します。

※申請者が署名してください。

署名

印

(自署の場合は押印不要)

【記入上の注意事項】

- 1 申請書は、世帯ごとに1部です。小・中学校どちらにも該当する場合は、中学生分も記入した申請書を小学校に提出してください。
- 2 申請書は、黒ボールペン等で記入してください（鉛筆は不可）。
- 3 印鑑は、鮮明に押印してください。印鑑は「認印」で結構です。
- 4 振込先口座名義・番号は正確に記入してください。なお、口座名義は必ずカタカナで記入してください。
- 5 家庭の状況は、申請時点での世帯構成を正確に記入してください。必ず全員の職業（または勤務先）、学校名・学年欄を記入してください。学年は当該年度の学年を記入してください。
- 6 申請理由は、該当する理由を○で囲んでください。
なお、申請理由の(j)に該当する「特別の事情」がある方は、なるべく詳しく記入してください。
- 7 「家庭の状況(同一世帯の家族全員を記入する)・同意書」内の氏名の横に押印が必要です（記載者全員。認印可）。この押印をもって、教育委員会教育総務課担当者が世帯の所得状況を市税務課で閲覧し、認定審査を行います。（証明書の添付は必要ありません。ただし、前年の申告をされていない方は所得税又は住民税の申告を行っていただく必要があります。）
- 8 申請書の提出先は、各学校です。
- 9 就学援助更新申請（7月～8月）時の注意点
 - ① 既に認定されている方は認定期間が8月31日までですので、引き続き就学援助を希望される場合は、再度申請を行う必要があります。（7月前後に、学校を通じてチラシの配付を行いますので、再度申請を行ってください。）
 - ② 前年の世帯の所得状況により認定審査を行いますので、必ず税の申告（所得税又は住民税）を行ってください。（未申告の場合、認定されないこともありますので、ご注意ください。）

※ ご不明な点は、教育委員会教育総務課（電話72-7905）まで問合せください。